



納税管理人の届出書

第248回

松岡さん：こんにちは、みらい先生。

実は、今年の8月からシアトルの支店に赴任することになりました。「最低3年」ということでしたので、家族とともに一家で移住しようと思っています。そこで、いま住んでいる持ち家を賃貸に出そうと考えているのですが、税金の観点では何か気をつけることはありますか。

みらい：わかりました。松岡さんは、これまでは会社からのお給料のみの収入でしたか。

松岡さん：はい、そうです。

みらい：では、もしご自宅を賃貸に出すことになる場合、収入金額にもよりますが、税務署に対して「納税管理人の届出書」を提出することになります。また、所得税の確定申告も必要になりますね。

松岡さん：確定申告はわかりますが、「納税管理人の届出書」というのはなんですか。

みらい：日本で確定申告をする義務のある方の代理で、納税の手続きや書類の授受、申告書の提出を行う人を定める届出書です。

松岡さん：国外に出て確定申告が出来なくなると困りますもんね。わかりました。ちなみに、納税管理人の届出書って、どこで入手することができるのですか。

みらい：国税庁のウェブサイトからダウンロードできます。インターネットで「納税管理人の届出」と検索すればすぐに見つけられるでしょう。また、固定資産税についても別途、納税管理人の届出が必要になるので、不動産が所在する市区町村にご相談ください。

松岡さん：届出に費用はかかるのですか。

みらい：無料です。ただ、税理士などにお願ひすれば費用がかかることが多いです。

松岡さん：そうですよね。わかりました。賃貸に出さず収入が日本国内になればこの届出書は提出しなくてもよいのですよね。

みらい：はい。松岡さんの収入は会社からのお給料ですので、出国する前に会社が年末調整を行います。

松岡さん：いつも年末になると総務から書類が届くあの「年末調整」ですか。

みらい：そうです。少し解説しますね。

日本の所得税の申告は「暦年」で区切られますので、通常であれば1月1日から12月31日までの間の収入を税務署に申告するのが「確定申告」です。

一方、収入が会社からのお給料のみのような方ですと、会社側で収入を把握しているので、個人にかわって、会社側で年間収入と税額を税務署に申告するのが「年末調整」です。

松岡さん：なるほど。年末に会社が税金を精算し、給与で税金を調整してくれるから「年末調整」なのですね。

みらい：その通りです。これが原則なのですが、出国する場合は話が違います。年の途中で「1年以上の予定で出国する場合」、つまり松岡さんのような場合ですと、出国した時点で給料の所得は確定しますので、その時点で年末調整はできてしまうわけです。しかし、出国した後も日本で不動産収入がある場合は、別途その不動産収入につき確定申告が必要になります。この場合に、日本で納税や申告の手続きを行う人を代理で立てる必要があるため、納税管理人の届出書を提出しなければならない、ということです。

松岡さん：わかりました。確定申告も必要ですし、賃貸に出す場合は税理士に相談してみます。

みらい：また何かあればご相談ください。

松岡さん：本日はどうもありがとうございました。

< 筆者紹介 >

みらいコンサルティンググループ

[本社：東京都中央区・国内10拠点]

現地法人

・中国(北京・上海・深セン)・マレーシア(KL)

・ベトナム(HCMC)

JapanDesk

・中国(大連)・香港・台湾・シンガポール

・タイ・インドネシア・フィリピン

・ミャンマー・カンボジア・米国(LA)

URL: <http://www.miraic.jp/>